

令和7年度 第1回 新宿区自転車等駐輪対策協議会

**(仮称) 駐輪場地域ルールに関する  
検討状況について**

# 1. 令和6年度に提示した（仮称）地域ルール検討の進め方

- 令和6年度 第4回新宿区自転車等駐輪対策協議会資料を再掲

## 6（仮称）地域ルールの導入:1)規定案と導入に向けた検討の進め方（案）

18

- 歩行者優先の空間を確保するため車両流入抑制を目標としている地区などでは、一律の基準だけでは対応が難しい場合がある。
- そのような状況に対応できるようにするため、「その地域の特性に応じた基準（（仮称）地域ルールとする。）を設け、基準に基づき必要な駐輪施設の確保が図られていると認められる場合には、一律の基準によらない」ことを規定に設ける。
- なお、（仮称）地域ルールの導入に向けては、その要件などから整理する必要があるため、令和7年度から、その枠組み検討から開始する。

### （仮称）地域ルール導入に向けた検討の進め方（案）

令和7年度

- 名称：（仮称）駐輪場地域ルール導入に向けた行政調整会議
- 目的：運用に必要な仕組みを、学識と行政で整理する。
- 構成員：学識経験者、区関係部署、交通管理者
- 事務局：交通対策課

報告



了解

新宿区自転車等  
駐輪対策協議会

情報提供・調整

既存の地元まちづくり組織

令和8年度以降

- 名称（仮称）「〇〇〇（地区名）」地域駐輪対策検討会
- 目的：具体のルールの検討・調整
- 構成員：学識経験者、区、交通管理者、地元関係者
- 事務局：交通対策課、まちづくり所管課

諮問

新宿区自転車等  
駐輪対策協議会

了解

告示・運用開始

## 2. 地域ルール策定までの検討の全体像について

- 実際に運用されるルールについては、地元関係者も参加する策定協議会を設置し、策定協議会での検討を経て策定することを想定する。
- 策定協議会での検討が円滑に進められるように、令和7年度は「地域ルールの策定指針」及び「地域ルールの策定の手引き」を作成する。

令和7年度：「地域ルールの策定指針」及び「策定の手引き」の検討・作成

- 名称：（仮称）駐輪場地域ルール導入に向けた行政調整会議
- 目的：運用に必要な仕組みを、学識と行政関係者で整理する。
- 構成員：学識経験者、交通管理者、区関係部署
- 事務局：交通対策課

報告



了解

新宿区自転車等  
駐輪対策協議会



情報提供・調整

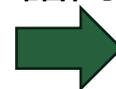
既存の地元まちづくり組織



令和8年度以降：個別の地区の地域ルールの検討・策定

- 名称（仮称）「〇〇〇（地区名）」地域ルール策定協議会
- 目的：具体のルールの検討・調整
- 構成員：学識経験者、区、交通管理者、地元関係者 等
- 事務局：交通対策課、まちづくり所管課

諮問



新宿区自転車等  
駐輪対策協議会



了解

告示・運用開始

### 3. (仮称) 駐輪場地域ルール導入に向けた行政調整会議について

- **会議名称** : (仮称) 駐輪場地域ルール導入に向けた行政調整会議
- **会議の目的** : 駐輪場の附置義務制度の見直しを予定している内容のうち、「**地域特性を踏まえた新たな制度の導入**」(「(仮称) 駐輪場地域ルール」という。)の項目について、新たな規定を導入する旨のみの記載となっているため、**導入に必要な事項を検討することを目的とする。**

#### (仮称) 駐輪場地域ルール導入に向けた行政調整会議 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験者 (2名)	遠藤 新	工学院大学 建築学部 まちづくり学科 教授
	鈴木 美緒	東海大学 建築都市学部 土木工学科 准教授
交通管理者 (1名)	今村 仁也	警視庁新宿警察署 交通課長
新宿区関係職員 (7名)	関口 知樹	みどり土木部長
	岩瀬 晃	みどり土木部 道路課長
	川島 純一	都市計画部 都市計画課長
	小川 奨	都市計画部 景観・まちづくり課長
	竹内 英央	都市計画部 建築指導課長
	小野 浩一	新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺基盤整備担当課長
	荒井 拓雄	新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課長

委員 10名

(敬称略)

# 4. 駐輪場地域ルール導入の必要性

- 附置義務は**区内一律の基準となっているため**、各地域ごとに特色のあるまちづくり方針が作成されている新宿区では、**目指すまちの方向性と合わない場合がある。**
- そのため、地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、**条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規定を導入する必要があると考えられる。**

例えば、歩行者を優先させたい地区でも、附置義務駐輪場を整備しなければならないことで、まちなかに自転車を誘引してしまう。



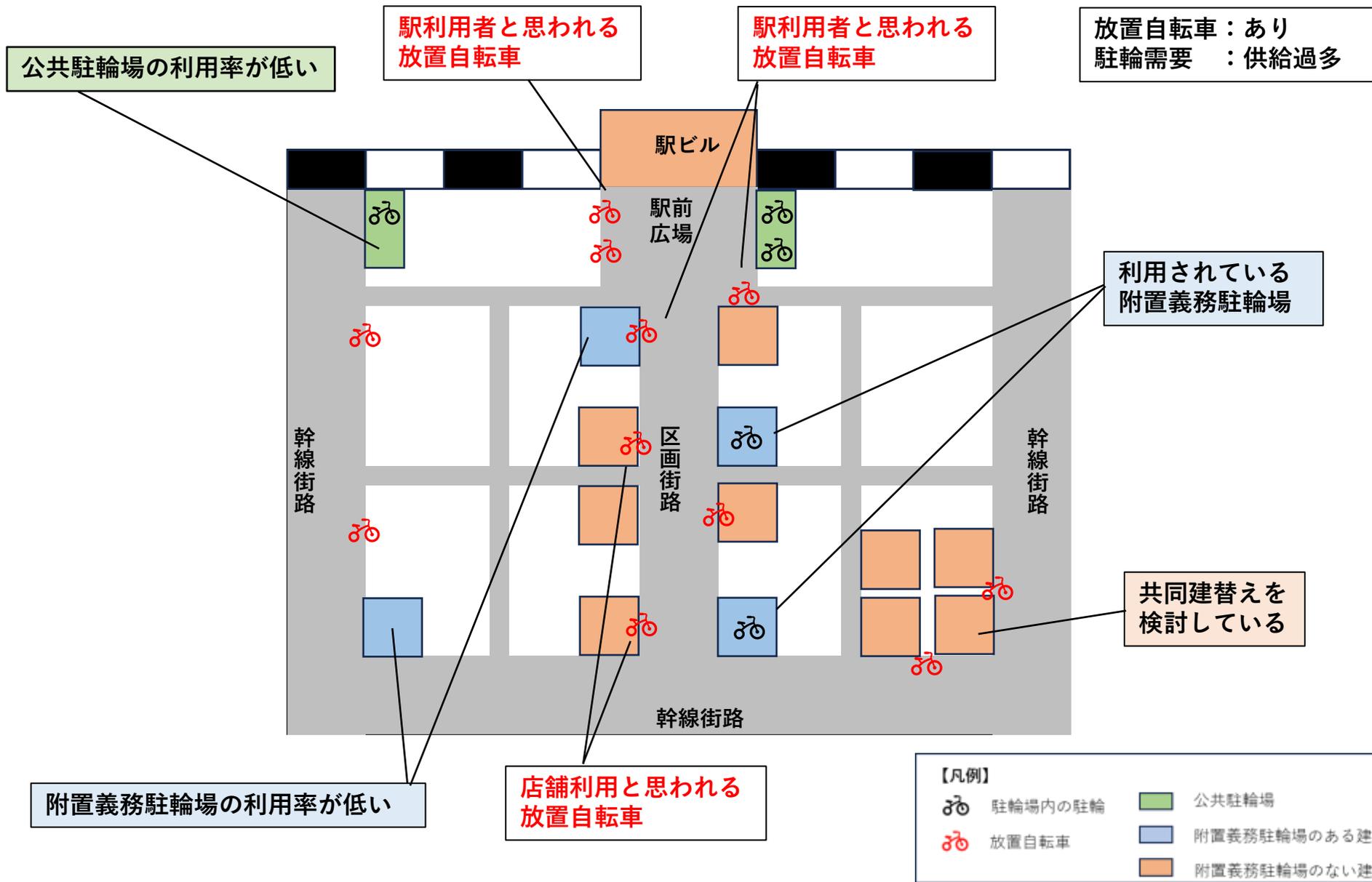
表 一律の基準であることにより想定される問題点

観点	想定される問題点
賑わいや景観	路面店が連続するエリア等で、通りに面する部分に駐輪場を設ける施設が増えると、歩行者の賑わいやエリアの景観を損なう可能性がある。
賑わい・安全	歩行者交通量の多い路線に駐輪場の出入口が設けられると、自転車と歩行者が錯綜し、安全を損なう可能性がある。
駐輪場の需給バランスの不整合	歩行者交通量の多いエリアにおいて、駐輪場が点在すると、自転車と歩行者が錯綜し、安全を損なう可能性がある。
	鉄道へのアクセスを強化し、広域からの鉄道利用者の来訪を想定している商業地区等では、附置義務台数よりも需要が少なく、附置義務駐輪場が過多になることにより土地が有効活用できない可能性がある。

# 5. 地域ルールのイメージについて

まちの特性：商業の集積している地区

①現況と課題

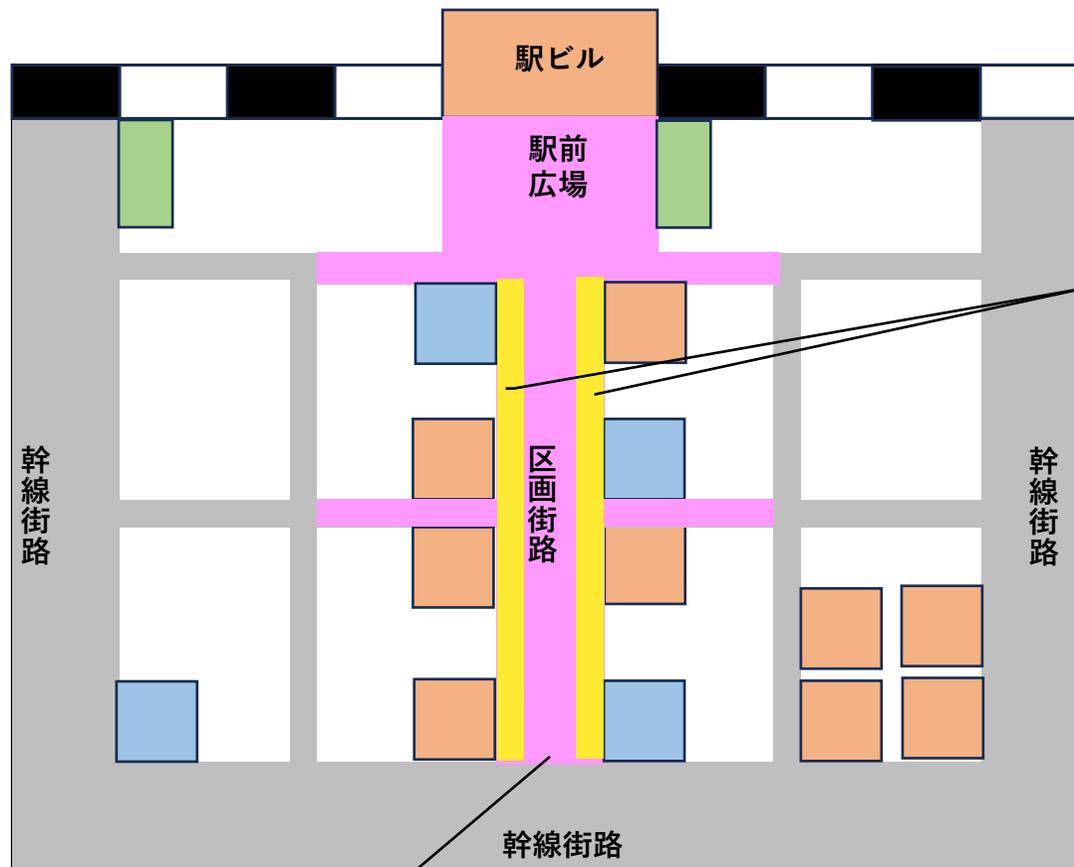


# 5. 地域ルールのイメージについて

## ②まちの将来像

まちの将来の目標：建替えを促進し、商業の集積による賑わいを創出する地区

実現するための施策：賑わい創出するため、建替え時に街並みの連続性の確保と、駅前広場と区画街路の歩行者の優先化を図る



建替えにより街並みの連続性を確保する路線

歩行者優先にしたいエリアと、影響する範囲  
(自転車を入れないほうがよい範囲)

### 【凡例】

- 🚲 駐輪場内の駐輪
- 🚲 放置自転車

- 公共駐輪場
- 附置義務駐輪場のある建物
- 附置義務駐輪場のない建物

# 5. 地域ルールのイメージについて

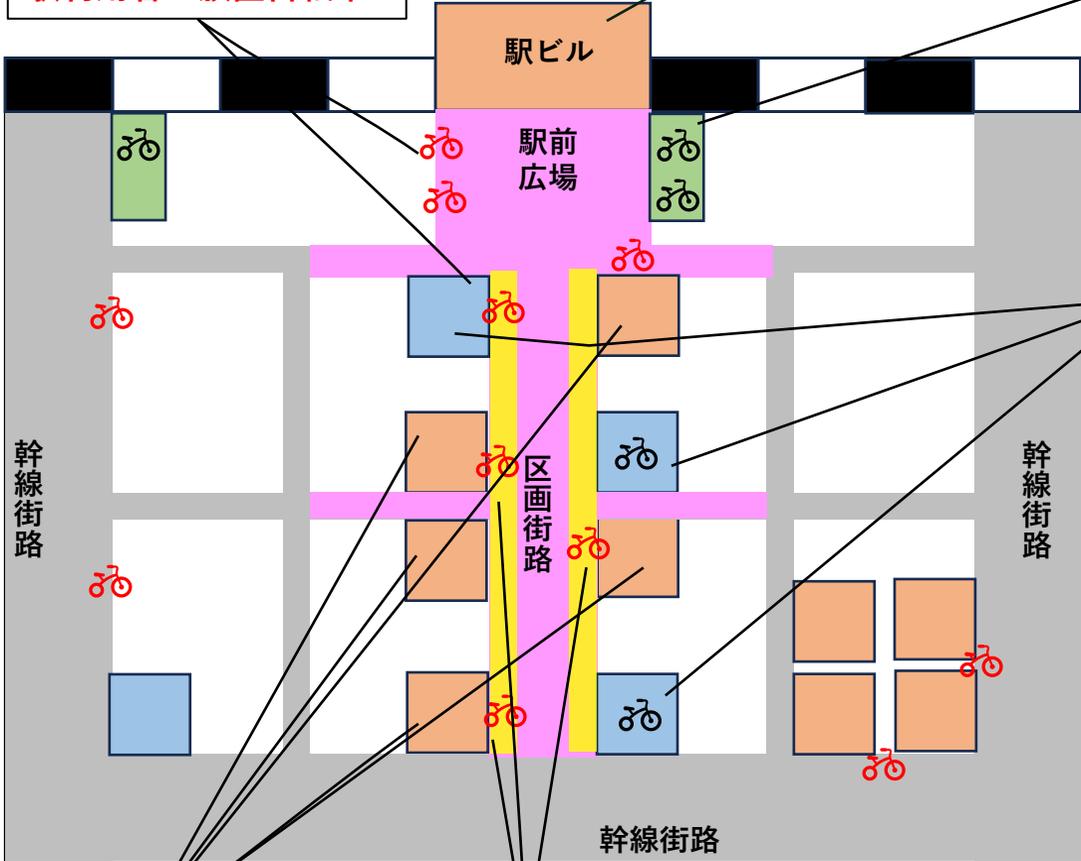
まちの将来像を実現するためには、現況の放置自転車や自転車利用者の駐輪場所の確保等が必要となる

③まちの将来像を実現するための課題

歩行者優先エリアの内側だが、建替え時に附置義務が発生

歩行者優先エリアの内側に公共駐輪場がある

駅利用者の放置自転車



附置義務があるが歩行者優先エリアに面している

歩行者優先エリアに面するが建替え時に附置義務が発生

建物利用者の放置自転車

【凡例】

	駐輪場内の駐輪		公共駐輪場
	放置自転車		附置義務駐輪場のある建物
			附置義務駐輪場のない建物

# 5. 地域ルールのイメージについて

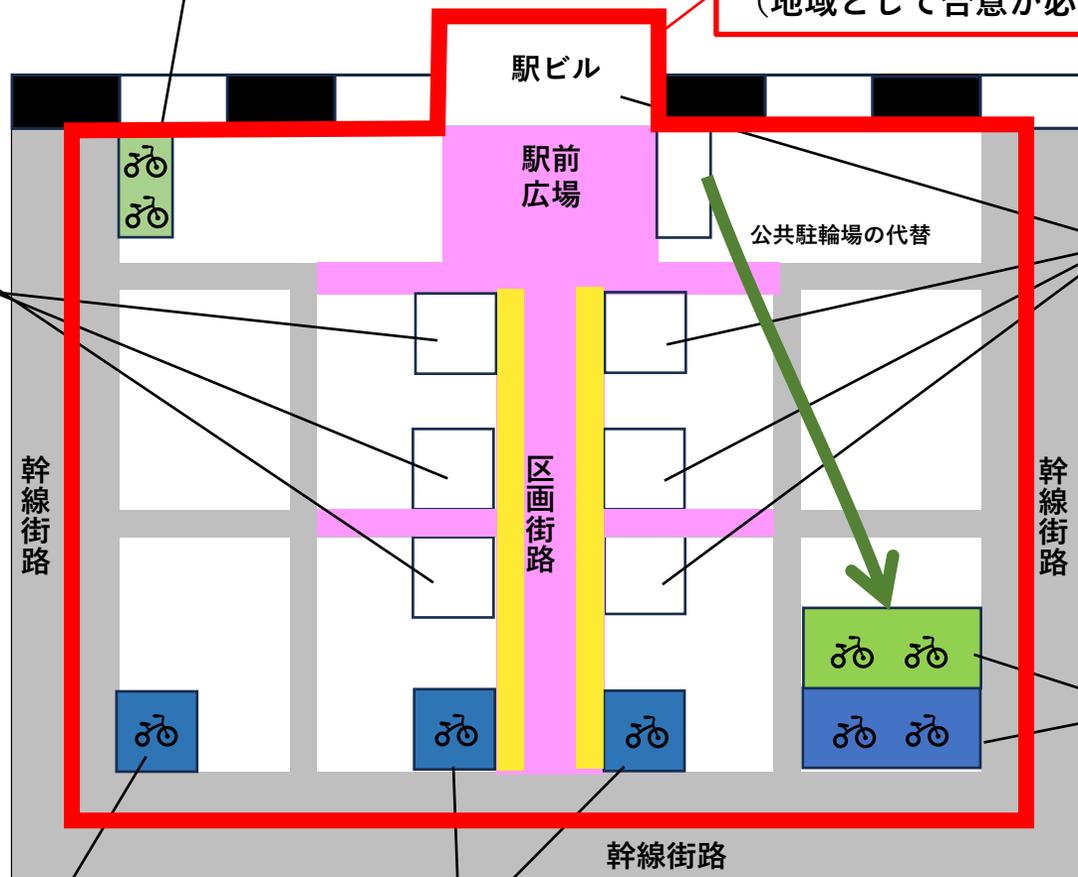
- ・ 駅利用について外縁部の公共駐輪場に誘導、転換する
- ・ シェアサイクルポートを併設し、利用促進し、自転車の総量を整理する

④ まちの将来像  
を実現するための駐輪施策

地域ルールの範囲  
(地域として合意が必要な範囲)

- ・ 隔地元の地権者は、隔地先の駐輪場の運営に協力する(金銭面、誘導)

- ・ 隔地元の地権者は、隔地先の駐輪場の運営に協力する(金銭面、誘導)



- ・ 大規模開発に合わせて、集約駐輪場を整備する(公共・附置)

- ・ 歩行者優先エリアの外縁部の既存で空いている附置義務駐輪場を隔地先とする

- ・ 幹線道路に面する場合には、附置義務の隔地先とする

【凡例】

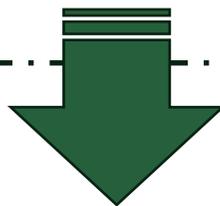
🚲	駐輪場内の駐輪	🟩	公共駐輪場
🚲	放置自転車	🟦	附置義務のかかる建物(隔地先)
		□	附置義務のかかる建物(隔地元)

- 令和7年度の検討においては、実効性のある地域ルールとするために必要な構成・項目を整理し、実際のルール検討時に検討・整理が必要となる事項をまとめたマニュアルとなる策定指針及び手引きを作成する。

### ■ 令和7年度の検討の流れ

実効性のある地域ルールとするために必要な構成・項目の整理

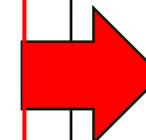
- 地域ルール導入地域の条件設定
- 地域ルールでできることの設定
- 地域ルール運用方法の設定
- 地域ルール策定の流れの設定



策定指針・手引きの作成

## (仮称) 駐輪場地域ルール策定指針の構成案

1 目的
2 対象地区
3 地域ルールの策定手順 (1) 地域ルールの策定主体 (2) 地域ルール策定協議会の設置 (3) 適用地区の調査及び分析 (4) 地域ルールの策定及び公告 ①適用地区の区域 ②地区におけるまちづくり及び駐輪対策の基本方針（方針附図を含む） ③対象駐輪施設 ④駐輪施設の附置基準 ⑤駐輪施設の隔地・集約（駐輪施設の確保）の考え方 ⑥建築主等が取り組む放置自転車対策に関する地域貢献策 ⑦駐輪施設の規模・構造・入口等 ⑧駐輪施設の効率的な活用方針 ⑨地域ルールの運用体制及び運用方法 ⑩地域ルールの実効性を確保するための方策 ⑪その他必要な事項
4 地域ルールの提案
5 地域ルールの検証



地域ルールに  
定める内容

# 8. 行政調整会議（第1回）での主な意見

地域ルール of 策定指針の項目		主な意見
地域ルール策定協議会の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の方の意見だけで議論されるのではなく、それぞれの立場で守らなければならない基準などを判断できる人を入れるなど、<b>メンバーは偏らないようにすべき</b>である。</li> </ul>
適用地区の調査及び分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新宿区の自転車の需要と供給のバランスについて、<b>供給量が多い一方で放置自転車があることから、供給が多いのではなくて今の駐輪場の状況と利用者のニーズがマッチしていないから駐輪場が使われないで放置が多いという状況になっている</b>ということだと思う。なので<b>単に供給が多いという説明は誤解がある</b>と思うので、ニーズとして合っていないとか、そういうことも含めて考えていく必要がある。</li> </ul>
地域ルールの策定及び公告	地区におけるまちづくり及び駐輪対策の基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>需給バランスだけで地域ルールを考えると、新宿区の現状の場合、地域ルールでは放置自転車もあるが附置義務駐輪場をそんなにつくらなくていいとなり、地域ルール対象外の地域の住民目線からみると放置自転車があるのに附置義務駐輪場をつくらなくていいということを理解してもらうのは難しいのではない</b>か。</li> <li>● 今回の地域ルールというのは、<b>決して駐輪場を無くすという方向1つではない</b>。土地利用的にもっと有効に使いたいというニーズがあるとは思いますが、その理由だけで、駐輪場を無くすだけではダメだろう。</li> <li>● 現状で<b>自転車を利用してまちに来られている方への代替案が重要</b>である。</li> <li>● <b>例えば、歩行者を優先するまちづくりは、今ある状況をどう変えていって、将来そうしたいという計画が非常に大事で、ただ駐輪場を無くすだけをやっても意味がない</b>。</li> <li>● 区民の理解を得るためには、<b>単に駐輪場を無くすだけではなくて、こういう代替の移動の仕方になるから減らしても大丈夫ですよ</b>といった説明の必要があるし、それが決まったうえで、<b>特別なルールで運用していきますという説明が必要</b>である。</li> </ul>
	駐輪施設の附置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給量が不足する地域では、逆に<b>地域ルールで供給量を増やすことも考えられるのではない</b>か。</li> <li>● 附置義務駐輪場を見直したことで、<b>稼働している附置義務駐輪場をなくすとなるとそこから問題が生じる可能性がある</b>。台数をキープすることに合意ができない可能性もあり、検討課題としてほしい。</li> </ul>
その他	合意形成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ルールでは、極端に言えば、ある区域の設置台数を0台又は極小にするが、その一方で、<b>地域全体として供給量を担保する必要がある</b>ので、<b>隔地などで確保する必要があり、隔地駐輪場として受け入れる側は不利になる場合もあるため、合意形成が難しくなる</b>。実際に合意できる範囲を狭めざるをえないことも考えられる。</li> </ul>